瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成23年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第35号

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則の一部を改正 する規則

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則(平成15年瀬戸市規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	(損害賠償の義務)
	第15条 入館者は、故意又は過失により施設等
	を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠
	償しなければならない。ただし、市長において
	損害を賠償させることが適当でないと認めると
	<u>きは、この限りでない。</u>
(諸書類の様式)	(諸書類の様式)
第15条 <省略>	<u>第16条</u> <省略>
(委任)	(委任)
<u>第16条</u> <省略>	<u>第17条</u> <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。